

令和5年3月7日

各 位

酒 類 業 中 央 団 体 協 議 会
(幹事組合：日本酒造組合中央会)

マスク着用の考え方について

政府は、2月10日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、3月13日から、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの着用について、現在の取扱いを見直し、行政が一律にルールとしてマスク着用を求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とすることを決定しました。

しかし、事業者が、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されておりますので、必要に応じてご対応ください。

酒類業中央団体連絡協議会では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されることを前提に、5月8日付で「酒類業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を廃止予定といたしますが、マスクの着用に関する記述は、3月13日をもって削除いたします。

今後、マスク着用の考え方については、政府の「マスク着用の考え方を見直し等について」をご参照ください。

なお、政府方針によれば、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、当面の間、通勤ラッシュ等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス及び貸切バス等）を除く）に乗車するときには、マスク着用が推奨されております。

各団体、事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の段階的な緩和についてご理解いただくとともに、政府方針に準じたご対応をしていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。